⑶　旋回ベアリング及び旋回ギヤ	①　緩旋回を行って旋回時の引っ掛かり及び異音の有無を調べる。	①　引っ掛かり及び異音がないこと。
	②　旋回ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 ただし、①の検査の結果、引っ掛かり及び異音がない場合は、この検査を省略することができる。	②　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
	③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	④　ベアリングシールの損傷の有無を調べる。	④　損傷がないこと。
⑷　スリップリング及びブラシ（油圧式のものに限る。）	旋回させて各計器及びモニターの作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
⑸　キャブ	①　亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。	①　亀裂、著しい変形、腐食及び雨漏りがないこと。
	②　ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。	②　開閉状態並びにロック及びキーに異常がないこと。
	③　ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	③　がた及び破損がないこと。
⑹　カウンターウェイト	取付けボルトの緩み、脱落及び伸びの有無を調べる。	緩み、脱落及び伸びがないこと。
⑺　座席	①　調整・ロック装置の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
	②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
⑻　シートベルト	①　ベルトの損傷の有無を調べる。	①　損傷がないこと。
	②　シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。	②　正常にロックされること。
	③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
⑼　昇降設備及び滑り止め	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
	②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
⑽　表示板	車両系建設機械構造規格（昭和47年労働省告示第150号）第８条及び第15条に規定する事項が表示された表示板の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、かつ、適正に取り付けられていること。
⑾　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。）	①　各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	①　正常に作動し、かつ、適正に取り付けられていること。
	②　各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	②　破損及び水等の浸入がないこと。
⑿　計器類（油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、表示灯、多重電送装置を含む。）	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
⒀　後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、かつ、写影が正常であること。

1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
1.4.1 走行装置	⑴　起動輪、遊動輪及びスプロケット	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　走行させて起動輪及び遊動輪軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　異音及び異常発熱がないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　軸部からの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。